# 宇治田原町職員の人事行政の運営などの状況を公表します

# 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

( 1 / 160 PC * 7 J/\/\).		·	1 /20 - 0 / 1
	男性	女 性	計
一般行政職	2 人	2 人	4 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人
計	2 人	2 人	4 人

平成25年4月1日採用							
一般行政職	5 人						
技能労務職	0 人						
計	5 人						

### (2) 職員の退職の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

듔	定年退職	勧奨退職	普通退職	分限免職	懲戒免職	死亡退職	計
	2 人	1 人	1 人	0 人	0 人	0 人	4 人

<sup>(</sup>注)府等との人事交流等職員は除く。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

$\stackrel{\smile}{\sim}$	н								
	<u> </u>	区:	分		数	対前年	主 な 増 減 理 🛭	B	
部	門			平成24年	平成25年	増減数			
		議会		2	2	0			
		総務		24	24	0			
		税務		6	6	0			
		民生		22	23	1			
	般	衛生		11	11	0			
普	行政	農林水流	産	6	6	0			
通	部	商工		2 9	2	0			
普通会計	門	土木		9	10	1			
部		計					〈参考〉25年度		
門							人口1万人当たり職員数	85.57	人
, ,				82	84	2	[類似団体の人口1万人当たりの職員数	99.99	人]
	教	育部門		23	22	△ 1			
		/]\	計				〈参考〉25年度		
							人口1万人当たり職員数	107.98	人
				105	106	1	[類似団体の人口1万人当たりの職員数	123.37	人]
公		水道		6	6	0			
営会企計		下水道		5	5	0			
企計		国保等		9	9	0			
業部		/]\	計						
等門				20	20	0			
슫	ì	計		125	126	1	〈参考〉25年度		
				[ 139 ]	[ 139 ]	[ 0 ]	人口1万人当たり職員数	128.35	人
(11)		TH - 44.1		TW T		<b>カミナ</b> ヘュー			

<sup>(</sup>注) 1 職員数は一般職に属する職員数で、教育長を含みます。

# 2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

` '		, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	H 1 17 12 1 7				
区	分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
		(24年度末)	А		В	B/A	23年度の人件費率
2 4	年度	人	千円	千円	千円	%	%
		9,720	3,675,956	115,520	924,128	25.1	25.3

<sup>(</sup>注)府等との人事交流等職員は除く。

<sup>2 [ ]</sup>内は、条例定数の合計である。

# (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数		給 与 費		,	一人当たり
	А	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
2 4 年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
	109	386,450	60,659	137,867	584,976	5,367

(参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 5,537

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。

#### (3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成25年4月1日現在) ①一般行政職

	78-12-23-24									
区分	平均年齡		平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額					
					(国ベース)					
宇治田原町	40.8 j	歳	310,325 円	354,146 円	339,681 円					
*	41.3 j	歳	295,693 円	364,068 円	324,949 円					
京都府	44.2 j	歳	339,514 円	430,084 円	389,921 円					
国	43.1 j	歳	307,220 円		376,257					
ഥ	43.1 )	<b></b> / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	( 332,446 )		( 405,463 ) <sup>□</sup>					
類似団体	42.8 j	歳	312,396 円	354,333 円	338,428 円					

#### 

② 技能方 榜職												
					公	務	員			民間		参考
	区 分	平均年齢		平均年齢 職員数		平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
	宇治田原町	49.4	歳	13 /		327,354 円	343,071 円	342,685 円				_
	*	49.9	歳	13 /	)	311,923 円	355,974 円	326,754 円		_		_
	清掃職員	54.8	歳	4 /		325,600 円	354,808 円	336,950 円	廃棄物処理業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.22
	学校給食員	44.8	歳	6 /	)	300,100 円	346,177 円	313,250 円	調理師	38.3 歳	258,800 円	1.34
	用務員	52.9	歳	2 /	)	315,300 円	372,892 円	332,850 円	用務員	53.7 歳	202,700 円	1.84
	その他	54.8	歳	1 /		321,400 円	385,586 円	354,800 円	_	一歳	一 円	_
	京都府	52.7	歳	329 /		353,784 円	407,277 円	389,799 円	_	-	_	_
	国	49.9	歳	3,272	(	272,119 (286,850) 円	_	309,534 (325,400) 円	_	_	_	_
	類似団体	49.3	歳	6 /	7	271,309 円	293,088 円	282,229 円	_	_	_	_

_								
					参	考		
	区	分	年収/	ベー	ス(i	式算值	直) の	)比較
		)J	公務 (C			間))	С	/D
-:	宇治日	田原町	_		_			_
	清排	帚職員	_	円	-	- 円		
	学校給食員		_	円	_	- 円		
	用	務員	_	円	_	- 円		
	そ	の他	_	円	_	- 円		

- ※民間データは、賃金構造基本統計調査のおいて公表されているデータを使用している。(平成22年~24年の3ケ年平均) ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではない。 ※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。
- ※ 宇治田原町の下段については、給与減額措置を行った平成25年10月1日現在の数値を、京都府・国・類似団体については、総務省からの情報提供により平成25年4月1日現在の数値を記載している。
- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額の合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
  - また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。
  - 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」の括弧書き は、給与改定・臨時特例法による給与削減措置がないとした場合の値(減額前)である。

### (4) 職員の初任給の状況(平成25年4月1日現在)

区	分	宇治田原町	京都府	玉
一般行政職	大学卒	172,200 円	179,700 円	163,987 (172,200) 円
	高校卒	144,500 円	145,400 円	133,418 (140,100) 円
技能労務職	大学卒	172,200 円	- 円	- 円
	高校卒	144,500 円	142,300 円	- 円

<sup>(</sup>注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減額前)である。

# (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成25年4月1日現在)

区	$\triangle$	経験年数10年		経験年	数20年	経験年数30年		
	分	平均経験年数	平均給料月額	平均経験年数	平均給料月額	平均経験年数	平均給料月額	
一般行政職	大学卒	13年 1月	271,472 円	21年 5月	348,544 円	32年 4月	408,101 円	
	高校卒	_	_	22年 6月	317,700 円	31年 3月	398,625 円	
技能労務職	大学卒	_		_	_	31年 6月	343,700 円	
	高校卒	_	_	20年 4月	282,700 円	_	_	

### (6) ラスパイレス指数の状況(各年度4月1日現在)

年 度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一般行政職	96.4	97.2	96.6	105.0 ( 97.0 )

- (注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を元 す指数です。
  - 2 平成25年度における括弧書きは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

# (7) 一般行政職の級別職員数の状況(平成25年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	計
標準的な	主事(補)	主事	主任	係長	参事	課長	
職務内容	技師(補)	技師	主査	派文	所長	室長	
職員数	3 人	16 人	33 人	19 人	2 人	14 人	87 人
構成比	3.5 %	18.4 %	37.9 %	21.8 %	2.3 %	16.1 %	100 %

- (注) 1 宇治田原町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な勤務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

### (8) 職員手当の状況

### ア 期末手当・勤勉手当

宇治田原町	京都府	国
1人当たり平均支給額(24年度)	1人当たり平均支給額(24年度)	
1,339 千円	1,603 千円	
(24年度支給割合)	(24年度支給割合)	(24年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分
(1.45) 月分(0.65) 月分	(1.45) 月分(0.65) 月分	(1.45) 月分(0.65) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
·役職加算 5~15%	· 役職加算 5~20%	・役職加算 5~20%
	· 管理職加算 10%、20%	·管理職加算 10~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

# イ 退職手当(平成25年4月1日現在)

宇治	田原	町			•	玉			
(支給率)	自己都	_	勧奨・ス	定年	(支給率)	自己都	『合	勧奨・プ	定年
勤続20年	23.03	月分	28.7875	月分	勤続20年	23.03	月分	28.7875	月分
勤続25年	32.83	月分	38.955	月分	勤続25年	32.83	月分	38.955	月分
勤続35年	46.55	月分	55.86	月分	勤続35年	46.55	月分	55.86	月分
最高限度額	55.86	月分	55.86	月分	最高限度額	55.86	月分	55.86	月分
その他の加算措置	定年前早	期退	職特例措	置	その他の加算措置	定年前与	期退	職特例措	置
(2~20%加算)				(2~20	%加续	算)			
1人当たり平均支給	<b>額 1,68</b>	35 ∓	円 24,703	千円	1人当たり平均支約	畜額	/\	<b>≠</b> <i>t</i> 、ı	
平均勤続年数	9年	€ 6月	35年	9月	平均勤続年数		公	表なし	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22~24年度に退職した職員に支給された平均額である。支給率及び取扱いについては、本町を含む京都府下の市町村等で組織する京都府市町村職員退職手当組合の条例で定められ、加入市町村等は、いずれも同じ基準を用いている。

#### ウ 地域手当(平成25年4月1日現在)

<u> </u>						
支糸	合 実 績 (24年度決分	0	千円			
支給職員1人	当たり平均支給年額(24	0	円			
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)			
宇治田原町	支給なし	0 人	(給料+管理職手当+扶養手当)×	支給率		
			最高支給率 18%			

(注) 地域手当については、22年度より廃止した。

#### 工 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

	// 1 · /3 · - 20 E/		
支給実績(24年度決算	1		0 千円
支給職員1人当たり平均	方支給年額(24年度決算)		0 円
職員全体に占める手当支	反給職員の割合(24年度)		0 %
手当の種類(手当数)			0 種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価

(注) 特殊勤務手当については、18年度より廃止した。

# 才 時間外勤務手当

5 时间开勤加了二	
支給実績(24年度決算)	20,404 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	237 千円
支給実績(23年度決算)	15,161 千円
職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)	176 千円

カ その他の手当(平成25年4月1日現在)

チ 当 名	子当(平成25年4月1日     内容及び支給単価 	- · > 0 III >	国の制 度との 同異	国の制度と 異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当た り平均支給年額 (24年度決算)
		)00 円				
	配偶者以外の扶養親族 6,5	500 円				
扶養手当	・配偶者がいない場合は、 11,0 そのうち1人につき	000 円	同		14,437 千円	240,566 円
	16歳から22歳までの子(加算) 5,C	000 円				
住居手当	借家の場合は、家賃額に応 27,0 じて最高	000 円	同		4,345 千円	289,666 円
通 勤 手 当	· 通勤距離片道25km以上30km未満 · 通勤距離片道30km以上35km未満 · 通勤距離片道35km以上40km未満 · 通動距離片道40km以上45km未満 · 通勤距離片道45km以上50km未満 · 通勤距離片道50km以上55km未満 · 通勤距離片道50km以上60km未満				5,425 千円	65,361 円
管理職手当	課長、室長、教育次長、事務局長	45,000円 40,000円 30,000円	異		7,680 千円	451,764 円

## (9) 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

×	5 5		給	料		<u>月</u> 月	額	等	
					(参考	·)類似団·	体におけん	る最高/最低	5額
	町	長	730,00	0 円		850,000	円 /	370,000	円
松			<b>※</b> 657,00	0 円					
給料	副町	長	600,00			675,000	円 /	360,000	円
			<b>※</b> 558,00						
	教育	長	560,00			_	円/	_	円
	-36		<b>※</b> 520,80			000 000		005.000	
	議	長	305,00	0 円		360,000	円/	205,000	円
	司辛	E	220.00	О Ш		220.000	m /	164000	Ш
<b></b> ‡□	副議	長	230,00	0 円		320,000	円 /	164,900	円
報酬	常任委員	i E	205,00	0 円		_	円 /	_	円
Д/II	市山女具	Į IX	203,00	0 11			11 /		1 ]
	議	員	200,00	0 円		300,000	円 /	145,500	円
	132					000,000	, , ,	,	' '
	町	長	(24年度支統	給割合)	<u></u>				
	副町	長		2.95	月分				
期	教 育	長							
期末手当	議	長	(24年度支統	給割合)					
当	副議	長		2.95	月分				
	常任委員	長		2.90	ח'ת				
	議	員							
退			(算定方式)			(1期の	手当額)	(支給時期	月)
職	町	長	給料月額×530/1	00×在職	年数	15,476	千円	任期毎	
手	副町	長	給料月額×315/1	00×在職	年数	7,560	千円	任期毎	
当	教 育	長	給料月額×270/1	00×在職	年数	6,048	千円	任期毎	

- ※ 平成25年10月1日から平成26年3月31日までの給与減額措置後の金額。
  - (注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
    - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 職員の勤務時間(一般職の標準的なもの)

Ī	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	週休日の振替制度
ĺ	38時間45分	8:30	17:15	12:00~13:00	有

#### (2) 年次有給休暇の取得状況(平成24年1月1日~平成24年12月31日)

( - )	I H I I I I I I I I I I I I I I I I I I	170 (   774 - 1	1 . / 3 . [	74 - 1 1 - 73
総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
3,748 日	728 日	97 人	7.5 日	19.4 %

### (3) 育児休業の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

(О) г.							
前年度からの継続職員		平成24年度中に取得可能となった職員					
区分	育児休業	部分休業	育児休業	育児休業	育児休業	部分休業	
	取得者数	取得者数	対象者数	取得者数	取得率	取得者数	
男性	0 人	0 人	4 人	0 人	0 %	0 人	
女性	1 人	0 人	3 人	3 人	100.0 %	0 人	
計	1 人	0 人	7 人	3 人	42.9 %	0 人	

# (4) 介護休暇の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

区分	介護休暇取得者数
男性	0 人
女性	0 人
計	0 人

# (5) 病気休暇

	休 暇 を 受 け る 場 合	期間
1	負傷又は疾病(予防注射又は予防接種による 著しい発熱等の場合を含む。)	90日を超えない範囲内において医師の証明等に基づいて最小限度必要と認める日又は時間
2	生理に有害な職務に従事する女子職員及び生 理日において勤務することが著しく困難である 女子職員の生理日	90日を超えない範囲内において医師の証明等に基 づいて最小限度必要と認める日又は時間
3	妊娠傷害休暇	医師等の診断書により必要と認める期間

# (6) 特別休暇

(6) 特別休暇	
休 暇 を 受 け る 場 合	期間
1 選挙権その他公民としての権利の行使	その都度必要と認める時間
職務に関して裁判員、証人、鑑定人、参考 2 として、国会、裁判所、地方公共団体の議会 の他の官公署への出頭	その都度必要と認める時間
職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望としてその登録を実施する者に対して登録の3 出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する合	申   当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため
4 職員が結婚する場合	10日以内
5 妊産婦である職員が医師等の保健指導又は 康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回(医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数)について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
6 職員の分娩	医師又は助産師の証明に基づく分娩の予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)目に当たる日から、分娩の日後8週間目に当たる日までの期間
7 育児休暇	生後満1年に達しない子を育てる職員に対して1日 2回、1回につき30分間
8 職員の妻の出産	2日以内
小学校就学の始期に達するまでの子(配偶の子を含む。)を養育する職員が、その子の護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子9世話又は疾病の予防を図るために必要なものして町長が定めるその子の世話行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であるとめられる場合	1 の年において5日(その養育する小学校就学の始めと 期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)が2人  以上の場合にあっては、10日)の範囲内の期間
10 忌引	別に定める期間内において必要と認める期間
11 父母の祭日	1日
12 夏季休暇	1の年の7月から9月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間
13 風水震、火災その他の天災地変による職員 現住居の滅失又は損壊	の 1週間を超えない範囲内において、その都度必要と認める時間

14	風水震、火災その他非常災害による交通遮断	その都度必要と認める時間
15	その他交通機関の事故等の不可抗力による場 合	その都度必要と認める時間
16	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療 に関する法律(平成10年法律第114号)による交 通遮断又は隔離	その都度必要と認める時間
17	学校、授業参観休暇	職員の子の保育園、幼稚園、小学校、中学校に限り、保育又は授業を参観する場合にその都度必要と 認める時間
18	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで被災 者又は障害者、高齢者に対するボランティア活 動に参加する場合	1の年において5日の範囲内の期間
19	職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過するまでの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日の範囲内の期間
20	条例第15条に規定する日常生活を営むのに 支障がある者の介護その他の町長が定める世話 を行う職員が、当該世話を行うため勤務しない ことが相当であると認められる場合	1の年において5日(条例第15条に規定する日常 生活を営むのに支障がある者が2人以上の場合に あっては、10日)の範囲内の期間
21	前各号のほかにあらかじめ町長が定める事項	当該事項について町長が承認した期間

4職員の分限及び懲戒処分の状況(1)分限処分の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

区分	降任	免職	休職	降給	失職	計
勤務実績が良くない場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
心身の故障の場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
職に必要な適格性を欠く場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
職制、定数改廃、予算減少により廃職等生じた場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
刑事事件に関し起訴された場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
条例で定めた事由による場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
地公法第16条の欠格条項に該当するに至った場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

# (2) 懲戒処分の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

区分	戒告	減給	停職	免職	訓告等	計
法令に違反した場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
職務上の業務に違反し、又は職務を怠った場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件
計	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

# 5 職員の服務の状況

# (1) 職員の営利企業等従事許可の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

区  分	件	数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社、その他の役員、顧問、評議員 及び当該会社、団体の重要方針決定に参画する上級職員の地位を兼ねる場合		0 件
自ら営利を目的とする場合		0 件
報酬を得て事業又は事務に従事する場合(統計調査等)		0 件

# (2) 職員に専念する職務の免除の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

区分	件	数
研修を受ける場合		0 件
厚生に関する計画の実施に参加する場合		0 件
その他(職員団体の業務に従事する場合)		0 件

# 6 職員の研修の状況

# (1) 職員研修の実施状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

研修の実施状況(平成24年 研修の実施状況)	実施機関	日数	参加者数
リーダーシップ&フォロワーシップ	宇治田原町	1 日	17 人
新規採用職員研修	京都府市町村振興協会	2 日	4 人
5年目職員研修	京都府市町村振興協会	2 日	1 人
10年目職員研修	京都府市町村振興協会	1 日	2 人
監督者研修	京都府市町村振興協会	2 日	4 人
管理職研修	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
法制執務(基礎)研修	京都府市町村振興協会	2 日	1 人
法制執務(応用)研修	京都府市町村振興協会	2 日	1 人
政策法務研修	京都府市町村振興協会	2 日	1 人
政策形成研修	京都府市町村振興協会	2 日	1 人
自治体訴訟研修	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
研修事務担当者研修	京都府市町村振興協会	1 日	2 人
行政経営研修	京都府市町村振興協会	2 日	0 人
パートナーシップ・協働研修	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
意識改革・行動変容研修	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
危機管理研修	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
コンプライアンス研修	京都府市町村振興協会	2 日	0 人
問題解決研修	京都府市町村振興協会	1 日	2 人
プレゼンテーション研修	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
クレーム対応研修	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
ファシリテーション研修	京都府市町村振興協会	1 日	2 人
コーチング研修	京都府市町村振興協会	1 日	3 人
メンタルヘルス研修	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
手話研修	京都府市町村振興協会	4 日	1 人
税務(初任者)研修	京都府市町村振興協会	3 日	2 人
税務/住民税研修	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
税務/固定資産税研修1	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
税務/固定資産税研修2	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
税務/納税研修	京都府市町村振興協会	1 日	0 人
財政(初任者)研修	京都府市町村振興協会	1 日	1 人
エクセル研修	京都府市町村振興協会	1 日	2 人

7 職員の福祉及び利益の保護の状況 (1) 健康診断の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

C TO TOTAL PORT OF THE PROPERTY OF THE PROPERT	71/70 ( 1 /5/0 - 1 1	· / 3 ·         / / /	1 2/3 2 1 1 7
健康診断の種類	対象者	受診者	受診率
定期健康診断	118 人	111 人	94.1 %
人間ドック	11 人	11 人	100.0 %

### (2) 福利厚生の状況

京都府市町村職員厚生会の主な給付事業等(平成25年4月1日現在)

区分	内容	給付額等
健康回復助成金	会員が病気又は負傷のため保険診療を受けたと き	1,700円上限
療養見舞金	会員が病気又は負傷のため継続して15日以上 勤務できなかったとき	15日10,000円 以降1カ月ごとに7,000円
傷害見舞金	厚生会主催の行事や厚生会にあらかじめ登録している団体が主催する行事中に会員又は家族がけがなどをしたとき	通院1,500円 入院2,500円他
人間ドック利用助成金	会員が人間ドックを利用したとき	外来ドック(日帰り)3,000円 短期ドック(1泊2日)5,000円
結婚祝金	会員が結婚したとき	50,000円
子育支援金	会員・会員の配偶者が出産したとき 会員の子が満1歳、満2歳、満3歳を迎えたと き	30,000円10,000円
子育祝金	会員の子が小学校・中学校に入学したとき	15,000円
要介護者等支援助成金	会員・家族が病気又は負傷により介護・看護が 必要となったとき	要介護 3 以上 年度 1 回 1 0,000円 他
災害見舞金	会員が災害により住居又は家財に損害を受けた とき	全部焼滅失100,000円他
死亡弔慰金	会員・家族が死亡したとき	会員100,000円 配偶者70,000円他

# (3) 公務災害等の状況(平成24年4月1日~平成25年3月31日)

公務災害認定件数	通勤災害認定件数
0 件	0 件

# 8 公平委員会の状況

	新規件数	継続中の件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0 件	0 件
不利益処分に関する不服申立ての状況	0 件	0 件